

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

令和6年11月1日現在

(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人薫会 菅又病院
所在地	栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2351
代表者	布施 大輔
介護保険事業所番号	0912610193

2. 事業の目的

生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とそのご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。

3. 運営の方針

要介護者等の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。

4. 利用定員

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は、10名と定めています。

5. 事業所の職員体制 (令和6年11月1日現在)

職種	人員
医師	2名 (兼務)
理学療法士	4名 (兼務)
作業療法士	2名 (兼務)
看護師	2名 (兼務)
事務職員	1名 (兼務)
運転手	2名 (兼務)

6. 営業日と営業時間

営業日	午前	午後
火曜日	9:00から10:20	13:30から14:50
金曜日	9:00から10:20	13:30から14:50

※12月31日～1月3日までは休業とします (条件により調整可)。

7. 対象者

介護保険被保険者証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

8. 利用料

総単位数×地域単価10円×1割 (または2割・3割) = 自己負担額

(1) 要支援１・２の場合の介護保険該当利用料／１月につき

介護度	単位	利用料金		
		１割負担	２割負担	３割負担
要支援１	２２６８単位	２２６８円	４５３６円	６８０４円
要支援２	４２２８単位	４２２８円	８４５６円	１２６８４円

(2) 要介護１～５の場合の介護保険該当利用料／１日につき

介護度	単位	利用料金		
		１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	３６９単位	３６９円	７３８円	１１０７円
要介護２	３９８単位	３９８円	７９６円	１１９４円
要介護３	４２９単位	４２９円	８５８円	１２８７円
要介護４	４５８単位	４５８円	９１６円	１３７４円
要介護５	４９１単位	４９１円	９８２円	１４７３円

加算項目		単位	利用料金		
			１割負担	２割負担	３割負担
リハビリテーション マネジメント加算 (イ) １ 医師の説明があり同意を得た場合：２ ０単位を含む	同意日の属する月から ６ヵ月以内	８３０単位	８３０円	１６６０円	２４９０円
	同意日の属する月から ６ヵ月超	５１０単位	５１０円	１０２０円	１５３０円
送迎減算（片道）		－４７単位	－４７円	－９４円	－１４１円

(3) 解約料

利用者はいつでも原則文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月初めまでに前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

9. 通常のサービス実施地域

高根沢町一部（花岡、石末、西高谷、平田、飯室、伏久、大谷）、さくら市一部（氏家新田、柿木澤新田、柿木澤）。この地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

10. (介護予防) 通所リハビリテーションサービス

①当事業所では、通所リハビリテーションサービスの提供にあたる医師などの従業者が、診療又は運動機能検査等をもとに、共同して利用者の心身の状況、御希望及びその置かれている環境にあわせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。

②この通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

③このサービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

④サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

⑤サービスの提供にあたっては、常に病状、心身の状況及び置かれている環境を把握し、適切なサービスを提供するように致します。

⑥当事業所では、個別リハビリテーションを行う際には、担当の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が話し合いリハビリテーション実施計画を作成します。

⑦このリハビリテーション実施計画は、居宅サービス計画および通所リハビリテーション計画に沿って作成するものとします

1 1. 非常災害対策

①消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

②防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。

③火元責任者には、事業所職員を充てます。

④非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

⑤非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

⑥火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。

⑦防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

⑧その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

1 2. 衛生管理等

①事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

②職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

③事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

④事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

⑤事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑥従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 3. 業務継続に向けた取組の強化

①感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

③従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

④事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

⑥事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

⑦虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

15. 事故発生時の対応

（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設（連携）医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は『医療安全対策委員会』が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16. 秘密の保持と個人情報の保護について

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者

への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

17. 施設の利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について、全館禁煙とします
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること、これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします
- ・金銭・貴重品の管理について、多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とし、その他は原則として利用者管理とし、施設での管理は行いません
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です
- ・差し入れについて、食べ物・飲み物何れも原則として禁止です。

18. サービス内容に関する苦情

(1) 通所リハビリテーション 利用者相談・苦情担当

菅又病院 通所リハビリテーションに関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

「菅又病院 通所リハビリテーション」 担 当 田村 ・ 塩澤 電話：028-676-0311 FAX：028-676-2399 受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）
--

(2) その他

菅又病院 通所リハビリテーション以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担当 高根沢町健康福祉課

所在地：栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053

電話番号：028-675-8105

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

担当 栃木県国民健康保険団体連合会

所在地：栃木県宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階

電話番号：028-643-5400（介護福祉課）

受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

担当 栃木県社会福祉協議会

所在地：栃木県宇都宮市若草1-10-6
電話番号：028-622-0524
受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス提供にあたり利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

名称 医療法人薫会 菅又病院 通所リハビリテーション
代表者 布施 大輔
本部所在地 〒329-1207 栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2351
電話番号 028-676-0311
設立 昭和 38 年 9 月 6 日

私は、契約書および本書面により、事業者から通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いについての説明を受け、利用目的の範囲内で使用することに同意します。

<説明確認欄>

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 ㊟

代理人 住所

氏名 ㊟

注・本重要説明書と同時に「契約書」にも署名、捺印し、2件の同意を持って契約開始とします。